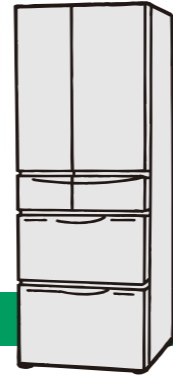


家電リサイクル法対象品について

ブラウン管・液晶・プラズマテレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫（廃家電）

家電リサイクル法では、製造業者（メーカー）にはリサイクルの義務が、小売業者（古物商含む）には排出者から引き取った廃家電をメーカーに引き渡す義務が課され、そのかわり、消費者（排出者）はリサイクル料金を負担するという役割分担により、リサイクルが行われます。処理方法としては、①販売店での引き取り、②指定引取場所への自己搬入、③市への回収依頼の3通りがあります。



①販売店で引き取ってもらう場合

- ◎過去に販売した製品や同種製品の買い替え時の旧製品は、販売店に引取義務があります。
- ◎リサイクル料金と収集運搬料金を支払って廃家電を引き取ってもらい、家電リサイクル券の写しを受け取ってください。
- ◎収集運搬料金は各販売店にお問い合わせください。

②自分でメーカー指定引取場所へ搬入する場合

- メーカー名を確認し、郵便局でリサイクル料金を払い込みます。
※品目、大きさやメーカーによって、リサイクル料金が異なりますので、間違いの無いように払い込み、「家電リサイクル券」を受け取ってください。
- 廃家電と「家電リサイクル券」を指定引取場所（下記表記）へ搬入してください。

指定引取場所

●日本通運(株)四国支店高松物流センター
高松市香西東町488
TEL087-832-9020

●岡山県貨物運送株四国主管支店
坂出市沖の浜30-75
TEL0877-45-4555

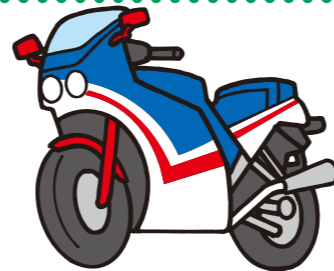
③市へ回収を依頼する場合

- メーカー名を確認し、郵便局でリサイクル料金を払い込みます。
※品目、大きさやメーカーによって、リサイクル料金が異なりますので、間違いの無いように払い込み、「家電リサイクル券」を受け取ってください。
- 高松市粗大ごみ受付センター（TEL087-834-0366）へ電話申込をしてください。
※リサイクル料金とは別途、収集運搬料金が必要になります。
- 収集運搬料金分の「臨時・粗大ごみ処理シール」をお近くのコンビニ・スーパー等の取扱店で購入し、受付番号を記入してください。
- 回収の際、「家電リサイクル券」と「臨時・粗大ごみ処理シール」をお渡しいただくため、立ちあいが必要になります。なお、廃家電は収集車の進入できる場所まで出してください。

二輪車のリサイクルについて

二輪車リサイクルシステムは、環境省から「広域認定制度」の認定を個別に受けた国内メーカー4社と輸入事業者12社の計16社が中心になってオートバイの適正処理、再資源化に自主的に取り組んでいます。

○引取対象外／電動アシスト自転車、サイドカー、電動キックボード、バギー車、ミニカーなど



①指定引取場所に持ち込む場合

●岡山県貨物運送株四国主管支店
坂出市沖の浜30-75
TEL0877-45-4555

引取基準

ハンドル、車体（フレーム）、ガソリンタンク、エンジン、前後輪が一体となっている状態。
※可動・不可動は問いません。
※各パーツがバラバラになった状態では、お引取りできません。また、ごみ類や後付部品などは、事前に取り除いてお持ちください。（ガソリン・オイルの漏れがある場合は、事前に抜き取りが必要です。）

お問い合わせ先

●二輪車リサイクルコールセンター
TEL050-3000-0727 午前9:30～午後5:00
土・日・祝日、年末年始を除く

●公益財団法人自動車リサイクル促進センター
ホームページ <http://www.jarc.or.jp/motorcycle/>

②廃棄二輪車取扱店に持ち込む場合

廃棄二輪車取扱店名簿 検索

※廃棄二輪車取扱店へお持ち込みの場合、運搬料金が別途必要となります。

携帯電話・FRP船の回収について

携帯電話の回収については、お近くの販売店までお問い合わせください。FRP船の回収については、FRP船リサイクルセンター（社）日本マリン事業協会内TEL03-5542-1202へお問い合わせください。（ホームページ <http://www.marine-jbia.or.jp/>）

FRP船の受付窓口をお探しの際は

FRP船リサイクル 検索

家庭のパソコンについて

パソコンは、様々な部品から構成されており、希少金属等を資源として再利用するために、メーカーによる回収・リサイクルが義務づけられています。



リサイクルの対象となる機器

- ◎デスクトップパソコン(本体)
- ◎ノートパソコン
- ◎CRT(ブラウン管)ディスプレイ
- ◎液晶ディスプレイ
- ◎CRT(ブラウン管)ディスプレイ
- ◎液晶ディスプレイ

※購入時のマウス、キーボード等の標準付属品も一緒に回収されます。
なお、プリンター等の周辺機器については対象となりません。

平成15年10月1日より「資源有効利用促進法」に基づいて、家庭のパソコンをメーカーが回収し、部品や材料を再資源化するPCRリサイクルが始まりました。PCRリサイクル開始以前に購入されたパソコンは、「回収再資源化料金」のご負担が必要となります。



■家庭用パソコン処理の流れ

①回収申し込み

不要になったパソコンのメーカーに連絡、回収を申し込みます。倒産したメーカー製のパソコンや自作パソコンは、「一般社団法人パソコン3R推進協会」(TEL 03-5282-7685)が窓口となります。
※各メーカーの連絡先については、「パソコン3R推進協会」のホームページをご覧ください。

②料金支払い用紙郵送

各メーカー等から回収再資源化料金支払用紙を郵送してもらい、郵便局やコンビニでリサイクル料金を支払います。
※平成15年10月1日以降販売されたもので、PCRリサイクルマークが付いているパソコンは、新たな料金負担なしでメーカーが回収・再資源化します。

③郵送伝票到着(エコゆうパック伝票)

メーカー等から郵便局に回収指示が出され、郵便局から「エコゆうパック伝票」が郵送されます。

④お客様持込または戸口集荷(エコゆうパック)

パソコンを簡易梱包し、伝票を貼り、郵便局に持ち込むか、戸口集荷の依頼をします。

お問い合わせ先

●一般社団法人 パソコン3R推進協会

TEL03-5282-7685 午前9:00～正午 午後1:00～午後5:00 土・日・祝日、年末年始を除く
ホームページ <http://www.pc3r.jp/>

消火器の処分について

消火器の処分は(社)日本消火器工業会が地域の販売代理店等と協力して行っています。詳しくはお近くの窓口へお問い合わせください。 ※処分にはリサイクルシール代及び運送・保管費用が必要です。※エアゾール式消火器は除く

①引き取りを依頼する場合

●特定窓口

消火器の持ち込み・回収を行える消火器販売店で、高松市内で25社あります。(平成28年3月現在)

②直接持ち込む場合

●特定窓口もしくは指定引取場所

指定引取場所は消火器工業会が設置したもので、高松市内に2ヶ所あります。(平成29年3月現在)

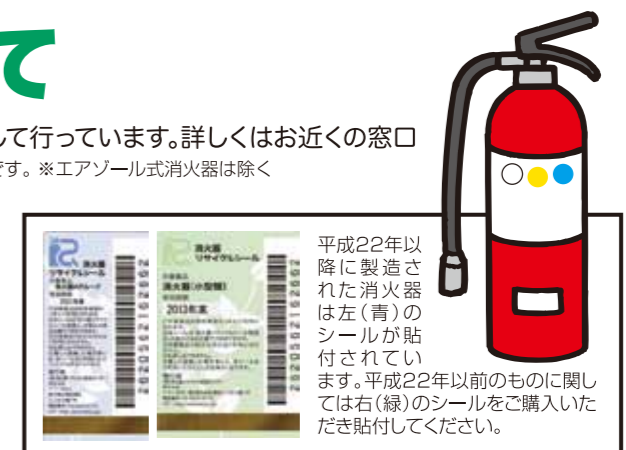
お近くの特定窓口または指定引取場所をお探しの際は

消火器リサイクル窓口 検索

③郵送する場合

事前に電話またはインターネットでお申込みいただけます。

お申込みいただくと、代金引換で消火器発送用の箱や、ゆうパック伝票などが送付されます。送られてきた箱に消火器を入れて、ゆうパックで返送してください。



お申込先

●ゆうパック専用コールセンター

☎ 0120-822-306

午前10:00～正午 午後1:00～午後5:00
土・日・祝日、年末年始を除く
ホームページ <http://www.ferecycle.jp/>

お問い合わせ先

●(社)日本消火器工業会
(消火器リサイクル推進センター)

TEL03-5829-6773

午前9:00～午後5:00 土・日・祝日、年末年始を除く
ホームページ <http://ferpc.jp/>